

令和新時代に向けてか、習志野市は平成 31 年 2 月 6 日に「(生活保護の) 不正受給者にならないために」と題するホームページ(添付)を公開しました。そこには「(今後は) 不正受給に対して厳正に対処して参ります。」と記してあります。そこで習志野市政始まって以来の恥辱ともいえる 1 億円を突破した「生活保護の不正受給未納」について、その改善策を~~ご審議の上、策定頂き、その改善策を市議会で決議~~する事を求める陳情

* 本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した資料等も併せてお取り扱い(公開)ください。

【陳情趣旨】

以下に習志野市の生活保護受給者数や保護費及び不正受給未納額、不納欠損額などの過年度推移を記します。市役所から受領し、添付した資料「習志野市統計書 平成 30 年版」なども併せてご覧ください。

平成 17 年度末 : 受給者数 : 1032 名、保護費 : 約 16 億 8 千万円
 平成 21 年度末 : 同 1369 名、同約 20 億 9 千万円
 平成 22 年度末 : 同 1587 名、同約 24 億円
 平成 23 年度末 : 同 1668 名、同約 27 億 7 千万円
 平成 24 年度末 : 同 1817 名、同約 28 億 1 千万円、不正受給未納額 : 約 7122 万円、不納欠損額 : 約 737 万円
 平成 25 年度末 : 同 1872 名、同約 29 億 4 千万円、同約 7083 万円、同約 550 万円
 平成 26 年度末 : 同 1957 名、同約 32 億円、同約 7313 万円、同約 624 万円
 平成 27 年度末 : 同 2116 名、同約 33 億 1 千万円、同約 7938 万円、同約 631 万円
 平成 28 年度末 : 同 2189 名、同約 35 億 6 千万円、同約 8227 万円、同約 404 万円
 平成 29 年度末 : 同 2204 名、同約 36 億 6 千万円、同約 9738 万円、同約 40 万円
 平成 30 年度末 : 同 2197 名、同約 35 億 4 千万円、同約 1 億 250 万円、同約 107 万円

* 前年に対する増減率 (%)

	市内人口	生活保護受給者数	不正受給未納額
平成 27 年度	101.2	108.1	108.5
平成 28 年度	101.5	103.4	103.6
平成 29 年度	100.3	100.7	<u>118.4</u>
平成 30 年度	100.5	99.7	<u>105.3</u>



[平成30年度などの考察]

- ・上表の通り、人口は微増（101.2→101.5→100.3→100.5）も、いわゆるアベノミクスの奏功か生活保護受給者の増加率は低下傾向（108.1→103.4→100.7→99.7）している。だが、これもむなしく不正受給未納額は人口増や受給者数増減率と比し急激に増加（108.5→103.6→118.4→105.3）している。言い換えると不正受給による習志野市（≡納税市民）の被害が急拡大＝悪化しているということである。
- ・表題に記しましたが、平成30年度末の不正受給未納額は約1億250万円となり、この間に習志野市（≡納税市民）が被った被害額は市政始まって以来初めて1億円の大台を突破。
- ・不正受給未納額は前年よりも約510万円も増加している。また、1世帯当たりの平均不正受給未納額は約110万円、平成30年度の債権放棄額も約110万円と惨状を呈す。

これ等の源資はすべて受給者を除く一般人が収めた国税・市民税の中から支払われています。

上記のような不正受給や不正受給未納者等の毎年悪化し続けている惨状をこれ以上放置（≡市議の皆様が「このままで良し」）とする事はないと思いますが、仮に「このままで良し」とするならばそれは「不正受給の現状黙認」や「不正受給の今後の拡大の容認」と捉えられても仕方ありません。

そこで、今後も継続して不正受給が増加することや不納欠損の発生が予測される中、不正受給者及び不納欠損処理候補者には厳格に対処すべきと考えます。

不正受給者や不納欠損処理候補者が一人でも増えると当人は勿論、市当局にも余計な事務などが増えることにより双方が不幸になってしまいます。今回の陳情では、不正受給を限りなくゼロに近づけるため、~~市議会~~本陳情について添付した資料も踏まえて~~ご審議の上~~、改善策の策定を強くお願い致します。

令和3年11月24日 9時49分

【陳情項目】

表題の通りです。

【特記事項】

※本陳情が付託されなかったり、付託されても改善策の策定に関しての議論が行われないまま不採択となった場合、決議に至らなかった場合など状況に応じ、本陳情（公文書として当局から頂戴した資料も含む）等を基に私個人として僭越ながら当局及び市議会の主管業務を代行し、習志野警察署に不正受給者を詐欺容疑等で告発する可能性があることを敢えて記しておきます。

*刑事訴訟法 239 条 1 項に基づく。

- ・不正受給世帯（被告発人＝債務者）：氏名・住所不詳、債権者：習志野市（≡納税市民）

また、言うまでもありませんが地方公務員は一般職、特別職を問わず、刑事訴訟法 239 条 2 項により、「犯罪の告発が義務」であることも記しておきます。

[刑事訴訟法 239 条 2 項要旨]

- ・公務員はその職務を行うことにより犯罪が思料されるときは、所管捜査機関等に「告発をしなければならない。」

*上記同様本陳情の受理後の取り扱い推移、審議内容、賛否、当局の対応等に合わせ、場合によっては誠に残念ながら、当局の皆様などについても刑事訴訟法 239 条 2 項違反等の容疑で私個人として習志野警察署に告発を行わざるを得ない事も考えられます。

*刑事訴訟法 239 条 1 項に基づく。

以上、生活保護の不正受給者（世帯）などに対しても信賞必罰、社会正義の実現、早期全額返還等を習志野市で実現して頂きたいと心から願い、陳情項目とします。

令和元年 11 月 21 日

習志野市鷺沼台 4-7

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

モデル世帯	生活保護費基準額(円)		
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類＋第2類	75,100
	住宅扶助費		46,000
	冬季加算(11月～3月)		2,580
	計(住宅・冬季含む)		123,680
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類＋第2類	114,150
	住宅扶助費		55,000
	冬季加算(11月～3月)		3,660
	計(住宅・冬季含む)		172,810
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類＋第2類	138,780
	児童養育加算		20,000
	教育扶助費		3,430
	母子加算		24,200
	小計		186,410
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月～3月)		4,160
	計(住宅・冬季含む)		250,370
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類＋第2類	141,340
	児童養育加算		10,000
	小計		151,340
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月～3月)		4,160
	計(住宅・冬季含む)		215,300
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類＋第2類	165,220
	児童養育加算		20,000
	教育扶助費		3,430
	小計		188,650
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月～3月)		4,490
	計(住宅・冬季含む)		252,940

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成30年度末(令和元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	4世帯 1,573,473円	2世帯 981,731円
日本人世帯	93世帯 95,808,384円	92世帯 101,507,929円
合計	97世帯 97,381,857円	94世帯 102,489,660円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 85,568,890円	43世帯 96,538,707円
1,693世帯 3,578,482,274円	1,712世帯 3,442,207,747円
1,733世帯 3,664,051,164円	1,755世帯 3,538,746,454円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

※平成30年度の決算数値は見込値となります。

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国 籍)	3世帯 1,602,376円	4世帯 1,573,473円
日本人世帯	79世帯 80,667,174円	93世帯 95,808,384円
合計	82世帯 82,269,550円	97世帯 97,381,857円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
42世帯 84,831,277円	41世帯 85,568,890円
1,653世帯 3,472,938,423円	1,692世帯 3,578,482,274円
1,695世帯 3,557,769,700円	1,733世帯 3,664,051,164円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

平成29年8月30日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,696,376円	3世帯 1,602,376円
日本人世帯	77世帯 77,680,584円	79世帯 80,667,174円
合計	80世帯 79,376,960円	82世帯 82,269,550円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 89,437,167円	42世帯 84,831,277円
1,571世帯 3,221,559,187円	1,653世帯 3,472,938,423円
1,614世帯 3,310,996,354円	1,695世帯 3,557,769,700円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成24年度	5世帯 7,368,997円	日本人世帯 4世帯 6,612,755円 外国人世帯 1世帯 756,242円
平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円

平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成27年7月24日

習志野市役所保健福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

くらし・手続き

健康・福祉

子育て・教育

施設一覧

産業・事業者向け

[トップページ](#)
[健康・福祉](#)
[生活支援](#)
[給付金・制度](#)
[不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）](#)

不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）

更新日：2019年2月6日

生活保護制度は、生活に困窮している方の最低限度の生活を保障すること及び自立を助長することを目的としており、生活保護費は適正に活用する必要があります。

本市では、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処して参ります。

1. 不正受給とは

生活保護を受けている間、世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

不正受給の例

- ・就労収入や年金収入、その他の収入について、申告をしていない、あるいは事実と異なる内容で申告をしている場合など
- ・偽装離婚や世帯員以外の者との同居
- ・暴力団員の受給

2. 不正受給となったらどうなる？

その不正受給が意図的に行われたものであったり、返還に応じないなど、その行為が悪質と判断される場合は、告訴する場合があります。告訴となったときには、生活保護法第85条に定める罰則が科されます。

また、刑法に定めがある場合には、刑法による罰則が（優先して）科されます。なお、これらの罰則を受けた場合でも返還義務は免除されません。

3. 不正受給にならないために

生活保護受給中はすべての世帯員の収入や資産、世帯員の構成や状況等に変化があった時は、届け出る義務があります。

届け出内容の一例

- ・世帯員が働き出した。転職した。雇用形態が変わった。
- ・子どもが就職・大学進学した。
- ・世帯員が死亡・出産・転入・転出した。
- ・相続などで資産を得た。
- ・保有していた資産を処分して収入があった。など

4. 収入申告義務

生活保護受給中は、未成年者・世帯分離の人を含めたすべての収入について世帯員全員の収入申告を行う義務があります。

「就労先が決まった」「給与をもらった」「年金・手当をもらい始めた」等の場合は、必ず担当のケースワーカーまで申告してください。

給付金・制度

[無料低額宿泊について（平成19年10月1日施行）](#)

[有料老人ホーム特例について（平成19年10月1日施行）](#)

[生活保護法第85条の保護費と10月1日施行](#)

[不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）](#)

[進学準備給付金（平成30年1月1日施行）](#)

[生活保護法の改正（平成30年10月1日施行）](#)

[住居確保給付金](#)

[生活保護に関するお問い合わせ](#)

[このページを印刷する](#)

[JR津田沼駅前について](#)

[市の貸借対照表（貸借対照表）](#)

[電話番号メモ（電話番号メモ）](#)

[よく使われる言葉](#)

(1) 働いたことによる収入

働いて得た収入（給料・ボーナスなどの臨時的収入）を申告すると、必要経費（交通費・社会保険料など）の控除だけではなく、基礎控除などの控除を受けられます。

また、未成年者（特に高校生）の場合は、基礎控除にあわせて未成年者控除や大学等へ進学する場合の進学費用が収入額から除外される制度もあります。

申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となり、基礎控除を受けられない等の不利益があるだけではなく、費用返還や罰則が科せられる場合があるので、必ず申告してください。

(2) 働いたことによらない収入

働いたことによらない収入を得た、または得ることになった場合は、必ず担当ケースワーカーに申告してください。申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となります。

なお、生活保護受給中の借金（年金担保貸付を含む）は認められていません。仮に借金された場合は原則収入としてみなされ、保護費が減額（金額によっては保護停止または廃止）となります。

※奨学金や他法、他施策等による貸付金については、認められる場合があるので、必ず事前に担当のケースワーカーに相談してください。

不正受給とならないために

[不正受給防止のしおり（PDF：615KB）](#)

[不正受給防止のしおり（英語）（PDF：485KB）](#)

[不正受給防止のしおり（中国語）（PDF：564KB）](#)

[不正受給防止のしおり（韓国語）（PDF：674KB）](#)

[不正受給防止のしおり（スペイン語）（PDF：661KB）](#)

いいね！ 0

ツイート

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

問い合わせ先

このページは生活相談課が担当しています。

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎1階

電話：047-453-9205 FAX：047-451-6851

[キャッチボールメールを送る](#)

この記事で気になることはありましたか？

市ホームページをより使いやすくわかりやすいものにするために、皆様のご意見をお聞かせください。

◎参考になった

○分かりにくかった

○探しにくかった

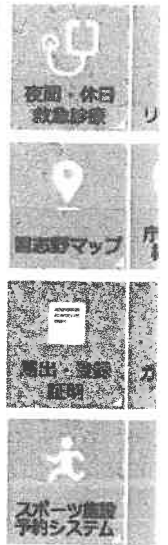
○参考にならなかった

○聞き慣れない用語があった

自由意見

ページ内容改善の参考とするためご意見をいただいています。なお、この欄からのご意見・お問い合わせには返信できませんのでご了承ください。返信を要するご意見は「キャッチボールメールを送る」をご利用ください。（最大文字数：140文字）

送信



よくある質問

情報が見つかる

88 シルバー人材センターの状況

各年3月31日現在

年 度	会 員 数			年 齢 別				就業人員 (年間平均)	就業率 (年間)	入会	退会	職 員 数		
	総数	男	女	60歳未満	60～64	65～69	70歳以上					計	正規	臨時
平成 7	435	354	81	10	112	120	193	47,295	83.9	137	73	8	5	3
12	631	522	109	7	137	246	241	80,238	89.2	151	109	8	3	5
17	829	682	147	0	153	341	335	104,227	91.3	160	143	10	3	7
22	994	818	176	0	136	344	514	111,907	90.4	228	165	10	3	7
23	987	799	188	0	113	326	548	107,220	90.7	170	177	9	3	6
24	982	797	185	0	86	321	575	106,538	88.7	152	157	8	3	5
25	907	748	159	0	51	306	548	107,748	96.4	124	201	8	3	5
26	930	756	174	0	40	316	574	107,051	94.7	142	117	8	3	5
27	938	764	174	0	41	297	600	111,116	96.8	138	130	8	3	5
28	943	763	180	0	28	279	636	113,230	95.0	132	127	8	3	5
29	958	766	192	0	25	235	698	109,869	89.6	109	94	8	2	6

資料:公益社団法人 習志野市シルバー人材センター

89 生活保護状況

単位:人

年 度	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	保 護 延 人 員 数								
				総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭
平成 7	281	373	2.43	10,725	3,599	3,508	214	—	3,402	0	2	0
12	375	519	3.36	15,893	5,055	4,814	575	552	4,894	0	1	2
17	751	1,032	6.50	33,544	10,539	10,533	987	1,208	10,088	0	181	8
22	1,132	1,587	9.63	51,783	16,196	16,162	1,263	1,749	15,846	0	546	21
25	1,366	1,872	11.20	64,672	19,889	20,212	1,634	2,382	20,155	0	367	33
26	1,469	1,957	11.60	66,526	20,694	20,996	1,596	2,702	20,076	0	429	33
27	1,614	2,116	12.37	70,885	22,134	22,571	1,606	2,873	21,202	0	477	22
28	1,695	2,189	12.74	74,534	23,230	23,862	1,521	3,220	22,190	0	474	37
29	1,733	2,204	12.79	76,634	23,771	24,478	1,428	3,535	22,895	0	497	30

年 度	保 護 費 (千円)									
	総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	その他
平成 7	624,836	202,143	71,458	1,975	—	341,304	0	60	0	7,896
12	897,729	282,005	112,511	4,745	7,486	483,876	0	10	226	6,870
17	1,684,125	592,156	303,146	7,277	35,408	733,954	0	2,907	2,420	6,857
22	2,398,083	912,354	492,539	14,074	35,158	925,100	0	9,179	4,142	5,537
25	2,940,211	1,084,804	617,760	18,260	63,367	1,137,976	0	7,518	4,918	5,608
26	3,199,896	1,157,319	659,311	17,047	68,801	1,276,694	0	8,090	6,454	6,180
27	3,310,996	1,249,908	721,553	19,217	52,783	1,247,863	0	9,204	4,857	5,611
28	3,557,770	1,325,033	772,071	18,752	62,291	1,358,981	0	8,295	5,798	6,549
29	3,664,051	1,346,319	793,450	17,407	69,841	1,408,696	0	10,090	8,184	10,064

注) 1. 保護率 = $\frac{\text{被保護人員}}{\text{常住人口}} \times 1,000$

資料:生活相談課

2. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の数値は、3月末現在の数値である。